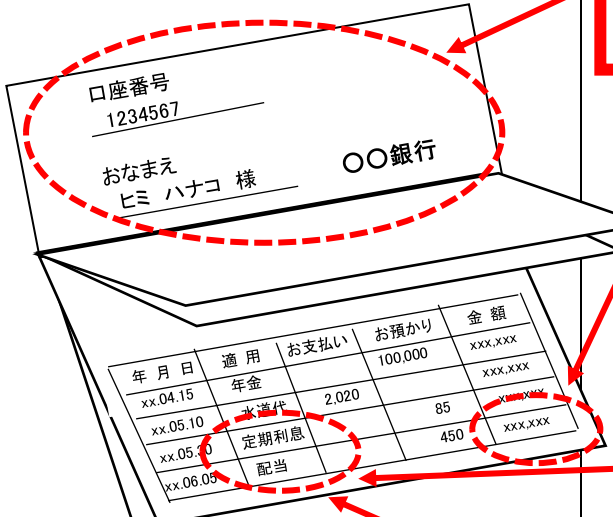


# 負担限度額認定申請書の添付書類について

○下の表の「資産種類」欄にあてはまる資産について、すべて提出してください。

資産種類	添付書類について
<p>預貯金（普通・定期）</p>  <p>※通帳が複数ある場合は、<b>全て提出が必要です。</b>                      ※インターネットバンク等の場合は、残高証明書等でもかまいません。</p>	<p><b>通帳の見開き 1 ページ目の写し</b>                      （銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ）</p> <p><b>直近 2 カ月間の預金残高がわかるページの写し</b>                      ※年金がある方は、振り込まれていることが確認できるページも必要です。</p> <p><b>定期利息等の記載がある場合は、普通預金の他に定期預金の通帳もしくは定期預金証書がある可能性があります。ご確認ください、必ず申告・提出が必要です。</b>                      （名義人、預け入れ金額がわかるページの写し等）</p> <p><b>配当、分配、○○証券等の記載がある場合は、有価証券や投資信託をされている可能性があります。ご確認ください、必ず申告・提出が必要です。</b>                      （詳しくは有価証券、投資信託の欄をご確認ください）</p>
<p>有価証券                      （株式・国債・地方債・社債など）</p>	<p>証券会社や銀行の口座残高の写し                      （ウェブサイトの写しも可）</p> <p>評価額等がわかるものを提出してください。                      なければ名称・数量がわかるものでも構いません。</p>
<p>投資信託</p>	<p>銀行、信託銀行、証券会社等の写し                      （ウェブサイトの写しも可）</p>
<p>出資金（JA・信用金庫など）</p>	<p>出資金がわかるものの写し                      （出資証券・残高通知の写し、残高証明も可）</p>
<p>金・銀</p>	<p>購入先の銀行の口座の写し                      （ウェブサイトの写しも可）</p>
<p>タンス預金（現金）</p>	<p>添付書類は必要ありませんが、金額を申告してください。</p>
<p>負債</p>	<p>借用証書など（現在の負債残高、名義人がわかるもの）の写し</p>

○配偶者が市外にいる方は、配偶者の非課税証明書を提出してください。

**添付書類は、毎年どなた様にも提出をお願いしております。**

※生活保護受給者の方は、添付書類の省略が可能です。

○該当するもの全てを提出してください。

○配偶者（夫や妻）がおられる方は、ご本人様と配偶者様名義のものが必要です。